

九州半導体・エレクトロニクスイノベーション協議会会費規則

(目的)

第1条 この規則は、九州半導体・エレクトロニクスイノベーション協議会規約第7条に基づき九州半導体・エレクトロニクスイノベーション協議会の会費について定めることを目的とする。

(会費)

第2条 九州半導体・エレクトロニクスイノベーション協議会の会費は年会費とし、1口あたりの金額は会員種別ごとに次のとおり定める。

- (1)正会員 60,000円(1口)
- (2)個人会員 6,000円(1口)
- (3)賛助会員 60,000円(1口)
- (4)特別会員 無料

2 正会員、個人会員及び賛助会員の年会費必要口数は、原則として次のとおりとする。

(1)正会員

①企業(法人単位とし、資本金の金額により区分)

1億円以下	1口(60,000円)以上
1億円超～3億円以下	2口(120,000円)以上
3億円超～10億円以下	3口(180,000円)以上
10億円超～50億円以下	4口(240,000円)以上
50億円超	5口(300,000円)以上

②個人事業者等

1口(60,000円)以上

③大学・高専等

1口(60,000円)以上

④自治体

都道府県及び政令市

2口(120,000円)以上

市町村

1口(60,000円)以上

⑤支援機関等

1口(60,000円)以上

(独立行政法人、公益法人、会議所、団体等)

(2)個人会員

1口(6,000円)以上

(3)賛助会員

①製造業

事業所の従業員が300人以下

1口(60,000円)以上

事業所の従業員が300人以上

2口(120,000円)以上

②卸売業

事業所の従業員が100人以下

1口(60,000円)以上

事業所の従業員が100人以上

2口(120,000円)以上

③サービス業

事業所の従業員が100人以下

1口(60,000円)以上

事業所の従業員が100人以上

2口(120,000円)以上

(納入)

第3条 会員は、毎年4月末までに当該会計年度分の会費を納入しなければならない。

- 2 入会を希望する者は、会長が入会を承認した旨の通知を受領したときは、1ヶ月以内に、当該会計年度の会費について月割計算した金額を納入しなければならない。
- 3 会費は、原則として1回で納入するものとする。
- 4 会費の納入方法は口座振込みとし、振込み手数料は会員負担とする。

(退会に伴う会費等)

第4条 規約第10条の定めるところにより、退会者は既に納付した会費等の返還を請求することはできない。

(その他)

第5条 この規則の実施に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附則(平成22年7月27日)

1 この規約は、平成22年7月27日から施行する。